

栃木県空き家対策総合プラットフォーム構築等業務委託公募型プロポーザルにおける
質問及び回答

No.	該当資料	該当項目	質 問	回 答
1	実施要領	第7 2 (1) 様式第3号	「免許・登録」という項目に記載する内容は何か？（例などあれば知りたい）	「免許・登録」という項目については、以下の例を参照に幅広く御記載ください。 ・宅地建物取引業 ○○知事 第○○号 ・JIS Q 27001、SO/IEC27001
2	仕様書	3 (1) ② ア	データ連携基盤から取得するオープンデータについて、更新の頻度の想定はありますか。	オープンデータの取得頻度については、データの内容に応じて協議により決定させていただきます。
3	仕様書	3 (1) ② ウ (ア)	住まいの終活ノートについて、「家族等の関係者間でデータの共有を可能とする仕組みを構築」とありますが、記入者がシステム上からメール等で関係者に配信できる仕組みで足りるでしょうか。また、家族等の情報（氏名・メールアドレス・住所など）をシステム上に保管する仕組みは必要となるでしょうか。	住まいの終活ノートの配信については、お見込みのとおりであり、協議により決定させていただきます。 また、家族等の情報（氏名・メールアドレス・住所など）をシステム上に保管することは想定しておりません。
4	仕様書	3 (1) ② ウ (イ)	空き家問題体験すごろくについて、複数名のプレイヤーでプレイ可能な仕組みとありますが、同じ空き家PFのドメイン上ですごろくがプレイできることを想定されているでしょうか。	空き家問題体験すごろくのドメインについては、協議により決定させていただきます。
5	仕様書	3 (1) ② ウ (イ)	すごろくについて、利用する方や利用シーンの想定があれば教えてください。	空き家問題体験すごろくについては、主に空き家所有者又は空き家所有者になる可能性がある者を対象とし、家族等が集合する機会に利用することを想定しています。
6	仕様書	3 (1) ② エ	フローチャートについて、サイト上で質問回答に応じて画面表示が遷移するような動的な形のチャートとなりますか。	フローチャートの仕様については、目的及び内容等を踏まえ、協議により決定させていただきます。
7	仕様書	3 (1) ② オ及びカ	「各市町や関係団体等の問い合わせ先が簡単に把握できる案内板等」「空き家の維持管理代行サービス業者や空き家の活用及び除却に係る各市町の補助制度などの案内板等」について、県庁担当者もしくは各市町・各関係団体担当者が記載内容を変更できるようにする仕組みは必要になりますか。	「各市町や関係団体等の問い合わせ先が簡単に把握できる案内板等」「空き家の維持管理代行サービス業者や空き家の活用及び除却に係る各市町の補助制度 どの案内板等」については、最新情報の掲載やサイトのメンテナンス等を考慮し、県及び各市町職員等が記載内容を変更できるようにする仕組みを想定しています。

No.	該当資料	該当項目	質 問	回 答
8	仕様書	3 (1) ② キ (イ) a	国データベースからの物件取得について「ＣＳＶ連携（手動でも可）」とありますが、取り込み用のＣＳＶファイルへの加工については県担当者によることは可能ですか。	取り込み用のＣＳＶファイルへの加工については、県担当者によることは想定しておりません。 取り込み用のＣＳＶファイルについては、国データベースとのＣＳＶ連携（手動でも可）を考慮の上、協議により決定させていただきます。
9	仕様書	3 (1) ② キ (イ) a	国データベースから取得する物件に関わる個人情報について、県庁での活用場面の想定があれば教えてください。	国データベースから取得する物件に関わる個人情報については、県全域の空き家所有者に対して、空き家に係る様々な周知・啓発を行う際の利用等を想定しています。
10	仕様書	3 (1) ② キ (イ) a	国データベースから取得する物件情報について、空き家PFへの登録にあたり市町担当者からの許諾を得る仕組みは必要になりますか。	国データベースから取得する物件情報に係る市町担当者からの許諾については、今後、市町との協議により決定させていただきます。
11	仕様書	3 (1) ② キ (イ) a	「県内自治体職員向けは、全ての空き家情報を表示するもの」とありますが、県庁職員は、個人情報を含め栃木県内すべての空き家の情報が閲覧でき、各市町職員は各市町の範囲においてのみ空き家情報を閲覧できるという想定でよろしいでしょうか。	個人情報を含め空き家情報に関して閲覧できる範囲等については、市町との協議により決定させていただきます。
12	仕様書	3 (1) ② キ (イ) a	各市町においては、空き家情報の管理にあたり、自治体担当職員と外部委託職員や事業者がかかわることが想定されます。各市町職員のアカウント権限について物件情報で見られるものが異なるなどの権限の差異をつけることは想定されますか。	空き家情報の管理・閲覧等に係る市町職員のアカウント権限については、市町との協議により決定させていただきます。
13	仕様書	3 (1) ② キ (イ) c	ペリーマッチとちぎへの埋め込み要件が記載されていますが、埋め込み業務については本仕様書の範囲に入りますか。	ペリーマッチとちぎへの埋め込み業務については、本仕様書の範囲に含みません。
14	仕様書	3 (1) ② キ (イ) c	ダッシュボードの制作にあたり「県職員によるダッシュボードの更新作業が可能となる仕組みとする」と記載がありますが、取得したオープンデータの内容を修正することが想定されますか。またオープンデータの取得の頻度、手法の指定はありますか。	取得したオープンデータの内容については、県職員により更新作業が可能となる仕組みを想定しております。 また、オープンデータの取得頻度・手法については、データの内容により協議により決定させていただきます。
15	仕様書	3 (1) ② ク	アンケートの実施は空き家PF上ではなく、別のwebサービスを利用することは可能ですか。	アンケートの実施に関する手法は、協議により決定させていただきます。
16	仕様書	3 (3) ⑥	チラシのターゲット層及び配布・配架方法について想定されているものがあれば教えてください。	チラシのターゲット層は、主に空き家所有者又は空き家所有者になる可能性がある者を対象としております。 また、配布・配架方法については、宣伝効果を配慮した上で、協議により決定させていただきます。

No.	該当資料	該当項目	質 問	回 答
17	仕様書	3 (5) ②	ワーキンググループについて、過去実施された内容は公開されていますか。	ワーキンググループについては、過去に実施していないことから、内容の公開は行っておりません。
18	仕様書	3 (5) ②	ワーキンググループの会場手配・議事進行は本仕様書の内容に含みますか。	ワーキンググループの会場手配・議事進行については、本仕様書の範囲に含みません。
19	仕様書	5	スケジュールについて、自治体職員による物件入力については3月の運用開始を待ってから行いますか。それとも各データベースとの連携を並行して実施しますか。	自治体職員による物件入力に必要なデータベースの作成については、運用開始前に行うことを想定しています。
20	仕様書	5	国データベースの運用開始について3月以降となる場合、国データベースとの連携テストは4月以降となることが想定されますが、本業務の内容に含みますか。	国データベースの連携テストについては、状況に応じて協議により決定させていただきます。
21	別記 1	1 (2)	「ドメインについて、原則として甲のサブドメインを活用する」と記載がありますが、外部向け空き家バンクは甲のサブドメインを活用しつつ、及び県内自治体職員向け空き家バンクについては、本業務における受注者のドメインにアクセスするかたちで構築することは可能でしょうか。	仕様書のとおりです。
22	その他		空家PFの構築にあたり、類似事例として参考としているシステムがあれば教えてください。	参考としているシステムについては、特段ありません。
23	その他		空家PFのサーバについて、本業務のための単独のサーバとする必要がありますか。	空家PFのサーバについては、単独のサーバ（シングルテナント）とする必要はありません。
24	その他		市町が独自で運用する空き家バンクとのデータ連携について、空家PF構築時に物件データを市町から一斉取得するもしくは、次年度以降県版と市町版の間でデータ連携をできるようにしておく、等の構想はありますか。	市町が独自で運用する空き家バンクとのデータ連携については、空家PFの運用開始前に物件データを市町から取得することを想定しております。 また、次年度以降における国データベース及び市町空き家バンクとのデータ連携手法については、市町との協議により決定させていただきます。
25	その他		データ連携基盤の仕様について、仕様書もしくは検討資料等は公開されていますか。	現在、栃木県データ連携基盤構築業務委託の公募型プロポーザルを実施中であり、仕様書については、以下URLに公開しておりますので御参照願います。 https://www.pref.tochigi.lg.jp/a04/society5/kiban-kouchiku_propo.html